

宇都宮市火災予防条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 条例改正の背景

福知山花火大会会場における火災事故の発生（平成25年8月15日）を踏まえた消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）が公布され、コンロやストーブ、発電機など、液体等の燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具（以下「対象火気器具等」という。）を多数の者が集まる催しで使用する場合、「消火器を準備した上で使用すること」が条例制定基準として示されました。

「宇都宮市火災予防条例」は、消防法の委任に基づいて定めるものであることから、国から示された当該条例制定基準等を踏まえ、次のとおり改正しようとするものです。

2 改正の内容

(1) 消火器の準備の義務付け（条例第18条～第22条関係）

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者が集まる催しにおいて、対象火気器具等を使用する場合には「消火器の準備」を義務付けます。

※ 相互に面識がある者が参加する催しなど、集まる者の範囲が個人的なつながりにとどまる場合は、対象外といたします。

(2) 指定催しの指定（条例第42条の2関係）

消防長は、屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に、人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定することを定めます。

なお、催しを指定するときは、あらかじめ催しを主催する者の意見を聴き、指定した際には、催しを主催する者に対し通知するとともに、公示します。

(3) 屋外における催しの防火管理（条例第42条の3関係）

上記(2)の指定催しの主催者は、「防火担当者」を定め、「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成させるとともに、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせることのほか、開催する日の14日前までに、当該計画を消防長に提出することを義務付けます。

なお、「火災予防上必要な業務に関する計画」に記載すべき事項は、以下のとおりとします。

- ・ 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること
- ・ 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること
- ・ 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること
- ・ 対象火気器具等に対する消火準備に関すること
- ・ 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること
- ・ 上記の他、火災予防上必要な業務に関すること

(4) 露店等の開設に係る届出の義務付け（条例第45条関係）

上記(1)のうち、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、「消防長への届出」を義務付けます。

(5) 指定催し的主催者に対する罰則（条例第49条・第50条関係）

上記(3)の「火災予防上必要な業務に関する計画」を消防長に提出しなかった場合には、主催者に対し「30万円以下の罰金を科す」ことを定めます。

3 附則（施行日等）

(1) 施行日は、平成26年8月1日といたします。

(2) ただし、上記(2)「指定催しの指定」及び(3)「屋外における催しの防火管理」については、施行日を平成26年7月1日といたします。